

○日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱

平成20年4月1日

制定

改正 平成22年4月1日

日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成6年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対して、必要な扶助を行うことにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第2条 支給の対象となる者は、日野市に住所を有する学齢児童又は学齢生徒（外国人を含む。）の保護者のうち、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

2 前項に規定する学齢児童又は学齢生徒は、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者とし、同法第134条第1項に規定する各種学校の在籍者は対象としない。

3 学齢児童又は学齢生徒の保護者が第1項第1号に該当する者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とする。なお、要保護者とは、現に保護を受けている被保護者のほか、保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある者を含む。

4 学齢児童又は学齢生徒の保護者が、第1項第2号に該当する者である場合は、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」とする。

（支給費目及び金額）

第3条 教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒援助費（以下「援助費」という。）として次の費目を対象者に支給するものとする。ただし、要保護児童生徒の保護者のうち、生活保護法に規定する扶助を受けている者に対しては、学用品費、通学用品費、通学費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具費、入学準備金及び学校給食費は支給しない。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 通学費
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 校外活動費
- (6) 移動教室費
- (7) 修学旅行費
- (8) 体育実技用具費
- (9) 入学準備金（中学校標準服費）
- (10) 卒業アルバム代
- (11) 医療費
- (12) 学校給食費

2 援助費のうち、医療費及び学校給食費については、学齢児童又は学齢生徒の住所地にかかわらず、日野市立小学校又は中学校に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者で前条第1項第1号又は第2号の規定に該当する者を支給対象とする。

3 援助費のうち、他の市区町村で支給を受けている費目がある場合は、当該費目については支給しないものとする。

4 支給金額については、毎年度、教育委員会で定めるものとする。

（支給申請）

第4条 援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費受給申請書（兼認定台帳）（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

（認定）

第5条 教育委員会は、原則として、申請書受付後、1カ月以内に認否の決定を行うこととし、認定となった者に対して援助費を支給するものとする。

2 認定日は、申請を受け付けた日の属する月の1日とする。

3 認定の有効期間は、認定日から当該年度末（3月31日）までとする。

4 要保護児童生徒の保護者の認定日は、申請を受け付けた日の属する月の1日とするが、教育委員会が、学用品費等の支払いが困難であると認めた場合は、生活保護が開始された日の属する月の1日を認定日とすることができる。ただし、この場合でも前年度に遡

ることはできない。

(支給の開始)

第6条 援助費の支給は、認定日をもって開始し、有効期間の末日をもって終了する。

(中途認定者に対する支給)

第7条 年度途中の認定者に対しては、認定日以降の発生事項について支給を行うものとする。ただし、学用品費、通学用品費については、月割により支給を行う。なお、いずれの場合も、前住所地での支給と重複しないこととする。

2 新入学児童生徒学用品費については、当該年度の7月1日現在の認定者に支給するものとする。

(認定の取消し)

第8条 教育委員会は、支給の認定を受けている者が、経済状態の好転により援助を必要としなくなった場合は、認定の取消しを行うものとする。

(支給の停止)

第9条 教育委員会は、認定の対象となっている学齢児童又は学齢生徒が市外へ転出した場合は、援助費の支給を停止する。ただし、当該児童生徒が区域外就学により、引き続き日野市立小学校又は中学校に就学する場合は、支給費目のうち医療費及び学校給食費は停止をしない。

(認定の変更)

第10条 教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒の保護者が、生活保護の開始又は停止の措置を受けた場合は、準要保護児童生徒から要保護児童生徒に、又は要保護児童生徒から準要保護児童生徒に変更を行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要なことについては、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費取扱要領

Ⅱ 支給対象者

1 要保護児童生徒

保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とする。なお、要保護者とは、現に保護を受けている被保護者のほか、保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある者を含むものである。

2 準要保護児童生徒

保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」とする。

要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる状態とは、昭和39年2月3日付、文初財第21号通知「要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について」により、次に掲げる状態にある者をいう。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの

- ① 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ② 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ③ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ④ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- ⑤ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- ⑥ 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ⑦ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- ⑧ 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ⑨ 世帯更生貸付補助金（現「生活福祉資金」）による貸付け

(2) 上記(1)以外の者で、次のいずれかに該当する者

- ① 保護者が、失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- ② 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ③ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
- ④ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者
- ⑤ 経済的な理由による欠席日数が多い者

(3) 上記(2)の者の、認定の目安として、日野市教育委員会において、次のとおり定める。

- ① 保護者の年間総所得金額（給与所得、年金所得、事業所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、譲渡所得及びその他原稿料等で、生計を一にする家族で所得の

ある者全ての所得を合算する)、退職所得金額、山林所得金額を認定の目安とし、その額は、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要額の1.3倍未満とする。

- ② 所得金額については、前年の年間総所得金額を参照し、その額を確認するために給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書(税務署)、市都民税申告書(市役所)又は市都民税課税証明書若しくは非課税証明書(写でも可)を添付させるものとする。

公の証明書を提出できない者でも、正当な理由のあるものについては、民生委員の証明をもってこれに代えることができる。また、申請書の内容について信頼できると思われる場合は、これを省略することもできる。なお、年度途中において家庭環境等の変化により、前年の所得金額又は需要額と掛け離れるような状態となった場合には、現在の給与明細書等により年間所得及び需要額を予測して算定することもできる。

- ③ 需要額は、前年度の基礎額を用いるものとし、所得倍率の算出は、年間総所得金額を月額換算したものを、生活保護の需要額で除して行うものとする。

ただし、1月～3月の申請について、前年の所得により算出する場合には、当該年度の基礎額を用いるものとする。

- | | |
|----------|--|
| ○所得金額の範囲 | 年間総所得金額(所得税、社会保険料等は控除しない) |
| ○需要額の範囲 | 生活扶助第一類及び第二類、期末一時扶助、教育扶助基礎額(学校給食費実額を含む)、住宅扶助(家賃のみ実額、ただし、特別基準・知事承認以内) |

- ④ 準要保護者の認定を行うため、必要があるときは、福祉事務所の長及び民生委員に対して助言を求めることができる。